

生活交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 28 年 月 日
 （協議会名称）美濃市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画
美濃市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>美濃市は自主運行バスとして、デマンド型交通である乗り合わせタクシー「のり愛くん」、廃止代替路線である「牧谷線」により市民の日常生活における移動手段を確保している。また、長良川鉄道、民間の路線バス、高速バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されており、様々なモードの公共交通機関が整備されている。</p> <p>のり愛くんについては、市内全域の移動が可能で、特に市内中心地への通院や買い物への移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心とした移動制約者の生活に必要不可欠な交通として機能している。また、市外に通じる幹線系統へ接続するための移動手段としても役割を果たしている。</p> <p>近年、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化、自家用車の依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が非常に厳しい状況にあるが、その一方で、高齢者をはじめとする自動車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担ってきている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、のり愛くんを確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 【目標値】利用者数 平日 160 人／日 休日 90 人／日以上 ・アンケートによる満足度 【目標値】総合満足度（5 段階評価の内、上位 2 段階）の割合 50%以上 ・利用者の他モードへの乗換割合 【目標値】のり愛くんから他の交通機関へ乗り換えをしたことがある人の割合 40%以上
（2）事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で「乗り合わせタクシー」を運行することにより、幹線系統の路線バスや高速バス、長良川鉄道に接続できるようにすることで、効果的な交通体系が実現でき、利用者利便の向上につながる。 ・公共交通空白地区の解消が実現し、移動手段を持たない移動制約者の社会参加の促進、及び昼間時間帯の通院・買物需要に応じることができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>【運行系統・運行区域の概要】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>【運行予定者】 美濃タクシー株式会社、久愛商事有限会社</p> <p>【その他】 以下の書類等を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行区域図（停留所、運行時間） ・ 地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図 ・ 運行事業者の決定方法及びその経過資料 （美濃市乗り合わせタクシー運行計画）
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>以下の書類等を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画サービス提供時間について <p>※なお、美濃市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
美濃タクシー株式会社
6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法廷協議会を補助対象事業者とする場合のみ）
※該当なし
7. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（地域間幹線系統のみ）
※該当なし
8. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧（地域間幹線系統のみ）
※該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p> <p>以下の書類等を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口集中地区以外の地区であることを示す図
10. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
※該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
※該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
※該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月24日（平成26年度第1回地域公共交通会議） 生活交通ネットワーク計画策定についての協議 ・平成26年8月20日（平成26年度第2回地域公共交通会議） 他市から市内への乗り入れ路線についての協議 ・平成27年6月29日（平成27年度第1回地域公共交通会議） 生活交通確保維持改善計画策定についての協議 ・平成27年12月28日（平成28年度第2回地域公共交通会議）書面表決 生活交通ネットワーク計画の事業評価について ・平成28年6月24日（平成28年度第1回地域公共交通会議） 生活交通確保維持改善計画策定についての協議 	
15. 利用者等の意見の反映状況	
利用者アンケート、美濃市地域公共交通会議の意見を反映して本事業を作成	
16. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	美濃市総務部総合政策課 美濃市建設部土木課
関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課
交通事業者・交通施設管理者等	公益社団法人岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車株式会社 岐阜県タクシー協会 長良川鉄道株式会社 岐阜乗合自動車労働組合 中部地方整備局岐阜国道事務所 岐阜県美濃土木事務所道路維持課 岐阜県関警察署交通課長
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	国立大学法人岐阜大学教授 美濃市連合自治会 美濃市社会福祉協議会 美濃市ボランティア連絡協議会 美濃市シニアクラブ連合会 美濃商工会議所 美濃市観光協会 美濃市小中学校校長会 美濃市連合PTA 武義高等学校PTA

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県美濃市 1350 番地

（所 属）美濃市総務部総合政策課

（氏 名）梅村 祐樹

（電 話）0575-33-1122

（e-mail）sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp